

## 名古屋市交通局請負工事成績評定要綱

平成 15 年 7 月 28 日局長決裁

### (目的)

第 1 条 この要綱は、名古屋市交通局が発注する請負工事について、その成績の評定に関し必要な事項を定めることにより、請負工事の適正かつ効率的な施工を確保し、工事に関する技術的な水準の向上に資するとともに、請負業者の適正な選定及び指導育成を図ることを目的とする。

### (適用対象)

第 2 条 工事成績の評定（以下「成績評定」という。）の対象は、1 件の請負金額が 500 万円以上の工事とする。ただし、緊急の工事等で、局長が必要がないと認めたものについては、成績評定を省略することができる。

### (評定者)

第 3 条 成績評定を行う者（以下「評定者」という。）は、名古屋市交通局契約規程（昭和 39 年名古屋市交通局管理規程第 18 号）第 53 条第 1 項に定める当該工事の監督員（委託監督員を除く。）、当該工事を所管する課長補佐又は所長補佐（以下「主任監督員」という。）及び同規程第 54 条第 1 項に定める主管課長が指定した職員（以下「検査員」という。）とする。

### (成績評定の時期)

第 4 条 成績評定の時期は、検査員にあつては検査の都度、監督員及び主任監督員にあつては工事の完成時とする。

### (成績評定の方法)

第 5 条 成績評定は、工事ごとに行うものとし、評定者は別に定める考査項目別運用表により、それぞれ独立して的確かつ公正に評定を行う。

2 検査員は、工事の完成時に各評定者の評定をまとめ、工事成績採点表（様式 1）及び細目別評定点採点表（様式 2）を作成する。

### (成績評定結果の通知)

第 6 条 局長は、工事成績採点表及び細目別評定点採点表に基づき工事成績評定通知書（様式 3）を作成し、遅滞なく当該工事の請負人に通知する。

### (成績評定の修正)

第 7 条 評定者は、前条の通知が行われた後に契約不適格が判明した場合等に

- より評定を修正すべきと認める場合は、評定を修正する。
- 2 評定の修正にあたっては、第5条の規定を準用する。
  - 3 局長は、評定が修正された場合は、遅滞なく、その結果を当該工事の請負人に通知する。

(請負人に対する指導)

第8条 局長は、第6条の規定による工事成績評定通知書の成績評定点が60点未満である工事の請負人に対して、同条の通知とあわせて工事成績の評定概要を説明し、指導する。

(説明請求)

第9条 第6条の通知を受けた請負人は、通知を受けた日から起算して14日以内に、書面により、評定の内容について説明を求めることができる。

(説明請求に対する回答)

第10条 前条の規定による説明を求められた場合は、速やかに、書面(様式4)により請負人に対して回答する。

(再説明請求)

第11条 前条の回答を受けた請負人は、回答を受けた日から起算して14日以内に、書面により再説明を求めることができる。

(再説明請求に対する回答)

第12条 前条による再説明を求められた場合は、交通局工事成績評定審査委員会(以下「委員会」という。)の審議を経て、書面(様式5)により回答する。

(交通局工事成績評定審査委員会)

- 第13条 委員会は、委員長及び委員5名で構成する。
- 2 委員長は、当該工事の主管部長をもって充てる。
  - 3 委員は、当該工事の主管課長、会計課長、技術管理課長及び委員長が指名する課公所の長2名とする。
  - 4 委員長は会議を招集し、議事を進行する。
  - 5 委員会の事務局は、技術管理課に置く。

(成績評定の公表等)

第14条 局長は、別に定める方法により、工事成績評定通知書を公表する。

附 則

この要領は、平成15年8月1日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以後に完成する工事に適用する。ただし、施行日前に契約した工事については、第14条第2項の規定は適用しない。

附 則

この要綱は平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和2年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和4年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和6年4月1日から施行する。

工事成績採点表

執行番号	
工事名	
受注者	
契約金額	
工期 自	
工期 至	
履行年月日	
出来高検査回数	回

考査項目		監督員					主任監督員					検査員(完了検査)						
項目	細別																	
施工体制	施工体制一般	a	b	c	d	e												
		1	0.5	0	-5	-10												
	配置技術者	a	b	c	d	e												
		3	1.5	0	-5	-10												
施工状況	施工管理	a	b	c	d	e						a	b	c	d	e		
		4	2	0	-5	-10						5	2.5	0	-7.5	-15		
	工程管理	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e							
		4	2	0	-5	-10	2	1	0	-7.5	-15							
	安全対策	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e							
		5	2.5	0	-5	-10	3	1.5	0	-7.5	-15							
	対外関係	a	b	c	d	e												
		2	1	0	-2.5	-5												
出来形及び出来ばえ	出来形	a	b	c	d	e						a	a'	b	b'	c	d	e
		4	2	0	-2.5	-5						10	7.5	5	2.5	0	-10	-20
	品質	a	b	c	d	e						a	a'	b	b'	c	d	e
		5	2.5	0	-2.5	-5						15	12	7.5	4	0	-12.5	-25
	出来ばえ											a	b	c	d	e		
												5	2.5	0	-5			
工事特性	施工条件等への対応						20~0											
創意工夫	創意工夫	7~0																
社会性等	地域への貢献等						a	a'	b	b'	c							
							10	7.5	5	2.5	0							

加減点計 ①			出来高検査 (内訳別紙)	
基本点 ②	65.0	65.0		65.0
評定点 ③=①+②				
重み ④	0.4	0.2	(0.2)	0.4(0.2)
評定点 ⑤=③*④				
評定点計				
法令遵守等 ⑥		0~-20		
その他 ⑦				
合計点数 ⑧=⑤+⑥+⑦				

注：重みの（ ）は出来高検査がある場合

細目別評定点採点表

工事件名

考查項目		監督員	主任監督員	検査員			細目別評定点	細目別評定点満点
項目	細別			出来高検査 (内訳別紙)	完了検査	平均		
施工体制	施工体制一般	×0.4+2.9						3.3
	配置技術者	×0.4+2.9						4.1
施工状況	施工管理	×0.4+2.9			×0.4+6.5			13.0
	工程管理	×0.4+2.9	×0.2+3.2					8.1
	安全対策	×0.4+2.9	×0.2+3.3					8.8
	対外関係	×0.4+2.9						3.7
出来形及び出来ばえ	出来形	×0.4+2.8			×0.4+6.5			14.9
	品質	×0.4+2.9			×0.4+6.5			17.4
	出来ばえ				×0.4+6.5			8.5
工事特性	施工条件等への対応		×0.2+3.3					7.3
創意工夫	創意工夫	×0.4+2.9						5.7
社会性等	地域への貢献等		×0.2+3.2					5.2
評定点計								100.0
法令遵守等			×1.0					
その他		×1.0						

交○第 号  
年 月 日

(受注者) 様

名古屋市交通局長

## 工事成績評定通知書

貴社が受注した工事について、名古屋市交通局工事成績評定要綱に基づき評定した結果を通知します。

なお、この評定の結果に疑問があるときは、その疑問の旨を付して、この書面の通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に書面により説明を求めることができます。

説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問合せは下記のとおりです。

## 記

工事件名 ○○○○工事

工期 年 月 日 ～ 年 月 日

完了検査年月日 年 月 日

成績評定点 ×× 点 項目別評定点は別表のとおり

送付・問合せ先 〒460-8508  
名古屋市中区三の丸三丁目1番1号  
名古屋市交通局 ○○○○課  
TEL 052-972-○○○○

## 項目別評定点

評価項目	細別	評定点 / 満点
1 施工体制	I 施工体制一般	/ 3.3 点
	II 配置技術者	/ 4.1 点
2 施工状況	I 施工管理	/ 13.0 点
	II 工程管理	/ 8.1 点
	III 安全対策	/ 8.8 点
	IV 対外関係	/ 3.7 点
3 出来形及び出来ばえ	I 出来形	/ 14.9 点
	II 品質	/ 17.4 点
	III 出来ばえ	/ 8.5 点
4 工事特性 (加点のみ)	I 施工条件等への対応	/ 7.3 点
5 創意工夫 (加点のみ)	I 創意工夫	/ 5.7 点
6 社会性等 (加点のみ)	I 地域への貢献等	/ 5.2 点
評定点計		/ 100.0 点
7 法令遵守等 (減点のみ)		点
8 その他		点
成績評定点合計		点

交○第 号  
年 月 日

(受注者) 様

名古屋市交通局長

工事成績評定に係る説明書(回答)

年 月 日付で貴社から説明を求められた成績評定の内容について、  
下記のとおり回答します。

なお、この説明書に疑問があるときは、その疑問の旨を付して、この書面の通知  
を受けた日から起算して14日(「休日」を含む。)以内に書面により再説明を求め  
ることができます。

なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は  
下記のとおりです。

記

工事件名 ○○○○工事

疑問に対する回答

送付・問合せ先 〒460-8508  
名古屋市中区三の丸三丁目1番1号  
名古屋市交通局 ○○○○課  
TEL 052-972-○○○○

交○第 号  
年 月 日

(受注者) 様

名古屋市交通局長

工事成績評定に係る再説明書(回答)

年 月 日付で貴社から説明を求められた評定内容について、下記のとおり回答します。

記

工事件名 ○○○○工事

疑問に対する回答

## 工事成績評定通知書の公表について

平成16年3月18日局長決裁

名古屋市交通局請負工事成績評定要綱（平成15年7月28日局長決裁、以下「要綱」という。）第14条の工事成績評定通知書（以下「通知書」という。）の公表の方法について次のように定める。

（適用対象）

第1条 通知書を公表する工事は、要領の施行日（平成15年8月1日）以後に契約した工事とする。

（公表の方法）

第2条 公表は、会計課において通知書を閲覧に供することにより行うものとする。

（公表の時期）

第3条 公表は、要領第6条に定める請負人への通知の日の属する月の翌々月から行うものとする。ただし、公表の時期がこの手続の実施日前となる工事の通知書は、実施日から公表するものとする。

（公表の期間）

第4条 第2条の閲覧の期間は、工事が完成した日の属する年度の翌年度の3月31日までの期間（名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日を除く。）とする。

附 則

この手続は平成16年4月1日から実施する。

附 則

この手続は平成17年4月1日から実施する。